

議案第43号

さいたま市環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市環境影響評価条例の一部を改正する条例

さいたま市環境影響評価条例（平成15年さいたま市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第1節～第6節 [略]</p> <p>第7節 事後調査書の作成等（第35条—<u>第39条の2</u>）</p> <p>第8節 [略]</p> <p>第3章～第6章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（調査計画書の作成等）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 事業者は、調査計画書を作成したときは、調査計画書及びこれを要約した書類（<u>第9条において「調査計画書等」という。</u>）、規則で定める環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類その他規則で定めるものを市長に提出しなければならない。</p> <p>（調査計画書等の公告、縦覧等）</p> <p>第9条 市長は、前条の規定による通知をしたときは、遅滞なく、<u>調査計画書等</u>の提出があつた旨及び縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、当該<u>調査計画書等</u>の写し及び関係地域を記載した</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第1節～第6節 [略]</p> <p>第7節 事後調査書の作成等（第35条—<u>第39条</u>）</p> <p>第8節 [略]</p> <p>第3章～第6章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（調査計画書の作成等）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 事業者は、調査計画書を作成したときは、調査計画書、規則で定める環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類その他規則で定めるものを市長に提出しなければならない。</p> <p>（調査計画書等の公告及び縦覧）</p> <p>第9条 市長は、前条の規定による通知をしたときは、遅滞なく、<u>調査計画書</u>の提出があつた旨及び縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、当該<u>調査計画書</u>の写し及び関係地域を記載した書類</p>

書類を公告の日から1月間、規則の定めるところにより、縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第9条の2 事業者は、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、調査計画書の内容について周知を図るための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときその他関係地域以外の地域において説明会を開催することがやむを得ないと認められるときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、これらを市長に通知するとともに、説明会の開催を予定する日の1週間前までに、規則の定めるところにより、公告しなければならない。

3 事業者は、その責めに帰することのできない理由であって規則で定めるものにより、前項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、前条の縦覧期間内に、規則で定めるところにより、調査計画書の内容について、これを要約した書類の提供その他の方法により、周知を図るよう努めなければならない。

4 事業者は、説明会を開催したときはその概要を、説明会を開催しなかったときはその理由及び周知の方法を市長に報告しなければならない。

(調査計画書についての意見書の提出等)

第10条 調査計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第9条の規定による公告の日から同条の縦覧期間満了の日から2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2・3 [略]

(準備書等の公告、縦覧等)

第15条 市長は、前条第2項の規定による提出があったときは、遅滞なく、同項の規定による提出があった旨及び縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、準備書等の写しを公告の日から1月間、規則の定めるところにより、縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

を公告の日から1月間、規則の定めるところにより、縦覧に供しなければならない。

(調査計画書についての意見書の提出等)

第10条 調査計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の規定による公告の日から同条の縦覧期間満了の日から2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2・3 [略]

(準備書等の公告及び縦覧等)

第15条 市長は、前条第2項の規定による提出があったときは、遅滞なく、当該対象事業の実施について許認可等（法令の規定による許可、認可、確認その他これらに類する行為をいう。第23条において同じ。）を行う者に、準備書等の写しを送付するとともに、前条第2項の規定による提出があった旨及び縦覧の場所その他規則で定める事

(準備書等の送付)

第15条の2 市長は、前条の規定による公告の日までに、当該対象事業の実施について許認可等（法令の規定による許可、認可、確認その他これらに類する行為をいう。第23条において同じ。）を行う者に、準備書等の写しを送付するものとする。

(説明会の開催等)

第16条 事業者は、第15条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の内容について周知を図るための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときその他関係地域以外の地域において説明会を開催することがやむを得ないと認められるときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第9条の2第2項から第4項までの規定は、事業者が前項の規定により説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「前条」とあるのは「第15条」と、「調査計画書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

(評価書等の公告、縦覧等)

第22条 市長は、前条第2項の規定による提出があったときは、遅滞なく、その旨及び縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、評価書等の写しを公告の日から2週間、規則の定めるところにより、縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(事後調査書等の公告、縦覧等)

項を公告し、準備書等の写しを公告の日から1週間、規則の定めるところにより、縦覧に供しなければならない。

(説明会の開催等)

第16条 事業者は、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の内容について周知を図るための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときその他関係地域以外の地域において説明会を開催することがやむを得ないと認められるときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、これらを市長に通知するとともに、説明会の開催を予定する日の1週間前までに、規則の定めるところにより、公告しなければならない。

3 事業者は、その責めに帰することのできない理由であつて規則の定めるものにより、前項の規定により公告した説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、前条の縦覧期間内に、規則の定めるところにより、準備書の内容について、これを要約した書類の提供その他の方法により、周知を図るよう努めなければならない。

4 事業者は、説明会を開催したときはその概要を、説明会を開催しなかったときはその理由及び周知の方法を市長に報告しなければならない。

(評価書等の公告及び縦覧)

第22条 市長は、前条第2項の規定による提出があったときは、遅滞なく、その旨及び縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、評価書等の写しを公告の日から2週間、規則の定めるところにより、縦覧に供しなければならない。

(事後調査書等の公告及び縦覧)

第36条 市長は、前条第2項の規定による提出があったときは、遅滞なく、その旨及び縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、事後調査書等の写しを公告の日から1月間、規則の定めるところにより、縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(事後調査の実施の引継ぎの届出)

第39条の2 評価書に記載した事後調査の計画において対象事業に係る工事が完了した後に行うこととした事後調査の実施を他の者に引き継いだ事業者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。他の者から当該事後調査の実施を引き継いだ者で更に他の者に当該事後調査の実施を引き継いだものも、同様とする。

2 前項の場合における第35条、第37条第3項、第38条及び前条第1項の規定の適用については、これらの規定中「事業者」とあるのは、「他の者から事後調査の実施を引き継いだ者」とする。

3 第26条第2項及び第3項の規定は、第1項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「第9条の規定による公告の日以後において前項」とあるのは「第39条の2第1項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第39条の2第1項」と、「事業者が対象事業の実施を他の者に引き継いだときは、前項」とあるのは「前項」と、「当該事業者」とあるのは「他の者に事後調査の実施を引き継いだ者」と、「新たに対象事業」とあるのは「新たに事後調査」と読み替えるものとする。

## 第8節 [略]

(環境影響評価法との関係)

第41条 前章(第32条及び第7節を除く。)、次章及び第55条の規定は、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)については、適用しない。

(法の手続との調整)

第43条 法対象事業に該当する事業が法対象事業に該当しないこととなった場合において対象事業に該当することとなったときは、法の定めるところに従って作成された書類(法第3条の3に規定する配慮書を除く。)は、この条例の定めるところに従って作成されたものとみなす。

第36条 市長は、前条第2項の規定による提出があったときは、遅滞なく、その旨及び縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、事後調査書等の写しを公告の日から1月間、規則の定めるところにより、縦覧に供しなければならない。

## 第8節 [略]

(環境影響評価法との関係)

第41条 前章(第32条及び第35条から第39条までを除く。)、次章及び第6章の規定は、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)については、適用しない。

(法の手続との調整)

第43条 法対象事業に該当する事業が法対象事業に該当しないこととなった場合において対象事業に該当することとなったときは、法の定めるところに従って作成された書類は、この条例の定めるところに従って作成されたものとみなす。

2 [略]	2 [略]
<p>3 法対象事業を実施する者が法第38条の2第1項の規定により報告書を作成したときは、当該報告書は、第35条第1項の規定により作成された事後調査書とみなす。この場合において、第35条第2項、第36条、第37条第1項及び第39条第1項の規定の適用については、第35条第2項中「事後調査書を」とあるのは「法第38条の2第1項に規定する報告書（以下「報告書」という。）を」と、「事後調査書及び」とあるのは「報告書及び」と、「事後調査書等」とあるのは「報告書等」と、第36条中「事後調査書等」とあるのは「報告書等」と、第37条第1項及び第39条第1項中「事後調査書」とあるのは「報告書」とする。</p>	

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項の改正、第9条の改正（「調査計画書」を「調査計画書等」に改める部分に限る。）、同条の次に1条を加える改正、第10条及び第16条第2項の改正並びに同条第3項及び第4項を削る改正は、同年7月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市環境影響評価条例第9条、第15条、第22条又は第36条の規定は、この条例の施行の日以後に行う公告及び縦覧に係るさいたま市環境影響評価条例第7条第1項に規定する環境影響評価調査計画書（次項において「調査計画書」という。）、同条例第14条第1項に規定する環境影響評価準備書（次項において「準備書」という。）、同条例第21条第1項に規定する環境影響評価書又は同条例第35条第1項に規定する事後調査書について適用する。
- 3 この条例による改正後のさいたま市環境影響評価条例第7条第2項又は第9条の2（同条例第16条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定は、平成25年7月1日以後に市長に提出する調査計画書又は準備書について適用する。